

平成27年度から介護保険料が変わります

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直すことになっています。

平成27年度から平成29年度の保険料については、介護サービス利用者の増加に伴い、介護サービスにかかる費用も増加しています。このことから介護保険料基準額を月額1,100円（基準の第5段階）値上げすることとなりました。

みなさまにおかれましては、経済的に大変厳しい昨今ではございますが、介護を取り巻く現状をご理解いただき、今後ともご協力を賜りますようよろしくお願い致します。

介護サービスの総費用の22%を、65歳以上の方が負担します。

$$\text{介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担22\%} \div \text{65歳以上の方の人数} = \text{一人あたりの保険料の基準額}$$

★所得段階区分ごとの保険料★

※今までは6段階に分かれていましたが、今年度から9段階になりました。
従来よりも、みなさまの所得水準に応じた細かな保険料を設定します。



所得段階区分	該当事由	基準額乗率	年間保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方 ・住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.45	26,800円
第2段階	・住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.75	44,800円
第3段階	・住民税非課税世帯の方のうち第1・2段階以外の方	0.75	44,800円
第4段階	・住民税課税世帯で本人非課税かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	53,700円
第5段階 (基準段階)	・住民税課税世帯で本人課税の方のうち、第4段階以外の方	基準額	59,700円
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	71,700円
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30	77,700円
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	89,600円
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上の方	1.70	101,600円

◎お問い合わせ 保健福祉課介護保険係（内線271・287）